

令和5年度福島県奨学資金貸付金特別会計補正予算（第1号）

令和5年度福島県奨学資金貸付金特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,961千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ406,036千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰入金		109,238	1,961	111,199
	2 基金繰入金	29,518	1,961	31,479
4 繰越金		4	1,248	1,252
	1 繰越金	4	1,248	1,252
5 諸収入		294,733	△1,248	293,485
	2 貸付金元利収入	294,667	△1,248	293,419
歳入合計		404,075	1,961	406,036

歳 出

(単位千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 奨学資金貸付事業費		404,075	1,961	406,036
	1 奨学資金貸付事業費	404,075	1,961	406,036
歳 出 合 計		404,075	1,961	406,036

令和5年度福島県流域下水道事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 令和5年度福島県流域下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第2条 収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科 目	既決予定額	補正予定額	計
収 入			
第1款 流域下水道事業収益	9,300,638千円	104,968千円	9,405,606千円
第1項 営 業 収 益	4,593,733千円	44,000千円	4,637,733千円
第2項 営 業 外 収 益	4,276,211千円	60,968千円	4,337,179千円
支 出			
第1款 流域下水道事業費用	9,303,420千円	106,210千円	9,409,630千円
第1項 営 業 費 用	8,701,198千円	48,000千円	8,749,198千円
第2項 営 業 外 費 用	171,526千円	58,210千円	229,736千円

（資本的収入及び支出の補正）

第3条 資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額953千円は、過年度分損益勘定留保資金953千円で補填するものとする。）。

科 目	既決予定額	補正予定額	計
-----	-------	-------	---

収 入

第1款 資本的収入	2,678,788千円	△209,101千円	2,469,687千円
第1項 企業債	364,400千円	△36,600千円	327,800千円
第2項 補助金	914,000千円	△140,000千円	774,000千円
第4項 負担金	616,259千円	△32,501千円	583,758千円

支 出

第1款 資本的支出	2,679,640千円	△209,000千円	2,470,640千円
第1項 建設改良費	1,579,000千円	△209,000千円	1,370,000千円

(企業債の補正)

第4条 企業債を次のとおり補正する。

補		正		前	
起債の目的	限度額	起債の方法		利率	償還の方法
建設改良費	364,400千円	1	借入方法 普通貸借又は債券発行 債券の発行価格は、知事が定める。	年10%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	起債日から30年以内(据置期間を含む。)の期間において資金の融通条件及び知事の定めるところにより償還する。ただし、事業会計の都合により繰上償還をし、償還年限を短縮し、又は借換えをすることができるものとする。
		2	借入資金 政府資金その他		

起債の目的	補 限度額	正		後 利率	償還の方法
		起債の方法			
建設改良費	327,800千円	1	借入方法 普通貸借又は債券発行 債券の発行価格は、知事が定める。	年10%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	起債日から30年以内(据置期間を含む。)の期間において資金の融通条件及び知事の定めるところにより償還する。ただし、事業会計の都合により繰上償還をし、償還年限を短縮し、又は借換えをすることができるものとする。
		2	借入資金 政府資金その他		

令和5年度福島県工業用水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和5年度福島県工業用水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入の補正）

第2条 収益的収入の予定額を次のとおり補正する。

科 目	既決予定額	補正予定額	計
収 入			
第1款 工業用水道事業収益	2,764,356千円	85,444千円	2,849,800千円
第1項 営業収益	2,462,695千円	85,444千円	2,548,139千円

令和5年度福島県立病院事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 令和5年度福島県立病院事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（資本的収入及び支出の補正）

第2条 資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額68,637千円は、過年度分損益勘定留保資金68,637千円で補填するものとする。）。

科 目	既決予定額	補正予定額	計
収 入			
第1款 資本的収入	3,150,739千円	6,087千円	3,156,826千円
第1項 企 業 債	1,850,200千円	6,100千円	1,856,300千円
第5項 県立病院施設整備基金繰入金	10,990千円	△13千円	10,977千円
支 出			
第1款 資本的支出	3,140,076千円	85,387千円	3,225,463千円
第1項 建設改良費	1,881,900千円	85,387千円	1,967,287千円

（企業債の補正）

第3条 企業債を次のとおり補正する。

起債の目的	補 正	起債の方法	前	利 率	償 還 の 方 法
限度額					

県立病院 新築事業費	1,267,400千円	1	借入方法	普通貸借又は債券発行 債券の発行価格は、知事が定める。	年10%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる政府 資金につい て、利率の 見直しを行 った後にお いては、当 該見直し後 の利率)	起債日から30年以内(据置期間を含む。)の期間において資金の融通条件及び知事の定めるところにより償還する。ただし、事業会計の都合により繰上償還をし、償還年限を短縮し、又は借換えをすることができるものとする。
		2	借入資金	政府資金その他		
	補		正			
起債の目的	限度額		起債の方法		利率	償還の方法
県立病院 新築事業費	1,273,500千円	1	借入方法	普通貸借又は債券発行 債券の発行価格は、知事が定める。	年10%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる政府 資金につい て、利率の 見直しを行 った後にお いては、当 該見直し後 の利率)	起債日から30年以内(据置期間を含む。)の期間において資金の融通条件及び知事の定めるところにより償還する。ただし、事業会計の都合により繰上償還をし、償還年限を短縮し、又は借換えをすることができるものとする。
		2	借入資金	政府資金その他		